



お知らせ

社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

法務省主催の「社会を明るくする運動」が、7月を強調月間として全国一斉に展開されます。

今年で70回目を迎えるこの運動は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更

生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行をした人もいずれば地域に戻り、地域の一員として生活していくことになり、その更生を効果あるものとするには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

保護司、更生保護女性会などが中心となり、犯罪や非行のない社会づくりの活動を展

みんなで築こう 人権の世紀

「考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心」

「21世紀は人権の世紀」といわれてすでに20年になりますが、依然として、物の豊かさに重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向に至る所で見受けられます。

人権は、私たちが幸せに暮らしていくための権利で、誰にでも平等に備わっています。しかも、私たちの日常生活の中で一番の基本となるルールであるといえます。

市教育委員会では、令和2年度沼田市人権教育推進方針を定め、人権尊重の精神に根ざした教育の充実、学校教育と社会教育・家庭教育の連携と啓発活動の充実に向けて取り組んでいます。

問合せ 生涯学習課社会教育係 ☎内線3322

開いていきますので、ご協力をお願いします。

問合せ 沼田利根保護区保護司会(沼田利根更生保護サポートセンター) ☎22・0321

夏の青少年健全育成運動期間 7月15日(水)～8月31日(月)

推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組みましょう

「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えましょう

▽子どもたちを有害情報から守るために「フィルタリングの設定」と「ペアレントコントロール」(保護者による制限・見守り)が必要不可欠になります

▽家庭でスマートフォン・タブレット端末などの利用のルールを決めましょう

▽利用目的や使い方を決める

▽夜〇時以降は情報通信をしない

▽悪意のあるグループをつくらない

▽個人情報や悪口を書き込まない

▽困ったときは必ず親に相談する

▽時々、話し合っってルールを見直す

問合せ 生涯学習課社会教育係 ☎内線3323

「サラダパークぬまた」からのお知らせ



星野学コンテナガーデン講座

7月4日(土)・23日(木) ※事前の申し込みが必要

■乗原清作品展、同時開催の会は11月に延期

■第25回歌の森サラダパークとき 7月19日(日)

主催 沼田市音楽協会代表伊藤重雄(雨天中止)

問合せ サラダパークぬまた ☎23・9301、農林課農業振興係 ☎内線5017

用を中止します。

※利根屋内プールは、老朽化などに伴い、次年度から利用中止とさせていただきます

問合せ スポーツ振興課スポーツ振興係 ☎内線3332

第50回市民体育大会・第67回市民大運動会中止

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年8月から9月に開催していた沼田市民体育大会、10月に実施していた沼田市民大運動会の開催を中止します。

問合せ スポーツ振興課スポーツ振興係 ☎内線3332

空間放射線量測定結果

測定地点、測定日、測定値の表

測定地点 旧本庁舎 測定日 6/5 測定値 0.07

測定地点 利南公民館 測定日 6/5 測定値 0.06

測定地点 池田公民館 測定日 6/5 測定値 0.07

測定地点 薄根公民館 測定日 6/5 測定値 0.07

測定地点 川田公民館 測定日 6/5 測定値 0.06

測定地点 白沢支所 測定日 6/5 測定値 0.05

測定地点 利根支所 測定日 6/5 測定値 0.08

1010111 国民年金保険料免除の申請は原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、一定の基準により納付が免除または猶予される制度があります。

原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日(水)からです。

※過去分は、申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

※申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、申

請を希望する人は速やかに手続きをしてください

■申請免除制度 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)されます。

※一部免除の承認を受けた場合は、減額になった保険料を納付しないと未納と同じ扱いになってしまいます

■納付猶予制度 50歳未満で、本人や配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

新型コロナウイルス感染症

群馬司法書士会・群馬県精神保健福祉士 共催

■新型コロナお悩み相談電話

新型コロナウイルスまん延により、市民全ての生活が一変してしまいました。全ての人が大なり小なり不安を抱えていることと思います。

- 例えば 「雇止め、派遣切りになって、仕事を失った」 「家賃が払えなくて、アパートを追い出されそうだ」 「借金が返せなくなった」 「もう商売を続けられない」 「自粛しろと誹謗中傷、差別を受けている」 「明日を生きるためのお金もない」 「今後の生活を思うと、ただただ不安で仕方がない」 「最近あまり眠れていない」

開催日 毎週土曜日 時間 午後1時～4時 電話番号 0800-800-5665 相談形式 電話相談のみ(予約不要) ★平日のお問い合わせ: 027-224-7763 (群馬司法書士会事務局)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

輸血に必要な血液は全て献血によって確保されています。全ての血液製剤を国内の献血によって確保する体制を目指し、全国一斉に「愛の血液助け合い運動」を実施します。

7・8月は愛の血液助け合い運動月間 健康課予防係 ☎内線3161

福祉 7・8月は愛の血液助け合い運動月間 各種相談窓口の案内